



令和6年10月29日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民主の会
代表者名 弓削 勇人

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和6年10月1日（火）午前9時58分～午後零時05分
2 参加者氏名

弓削勇人	中村弘史	吉川厚季	小川未奈子

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議員の役割と権限について」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和6年10月1日（火）午前9時58分～午後零時05分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「議員の役割と権限について」

(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の役割について

地方議員は、住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民の代表者であり、特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者であるため、中立・公平な立場でいるべきである。

(2) 主な議員の権限について

主な議員の権限には6つある。

1. 議案提出権・修正権
2. 発言権
3. 請求権・異議・審査申立権
4. 表決権
5. 請願紹介権
6. 議員の調査権

ア 議案提出・修正権

- ・議会が議決権等の権限を行使するに当たっては、その前提として長又は議員による提案行為である議案の提案行為が必要である。
- ・修正権とは原案に対してその一部又は全部を改めなおすことを求める権限をいう。

イ 発言権の範囲と限界

- ・発言自由の原則とは、議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できることである。
- ・不穏当発言とは良識を有する者が発言しない発言、不規則発言とは議長の許可に基づかない発言である。

(3) 質疑応答

研修時間が超過したため省略した。

5 感想・所見

地方議員は、住民全体の代表者であるが故に中立性・公平性・透明性をもって誠実に職務を遂行しなければならない。

議員たるもの地方公共団体全体の奉仕者であることを常に意識して行動し、複数の民意をとるのが役割だと考えられる。住民の利害の調整を図りつつ、問題・課題を把握・分析・解決策を考えていくことが重要である。

議会の審議においても、相手の意見を尊重し良心に従い、十分なディスカッションを行わなければならないだろう。そのうえで、民主主義の原則―多数決の原理と少数派の権利に基づき意思決定していくことが重要であると考え。

法律だけでは円滑な議会運営をすることができないため、先例・慣例・申し合わせなどを駆使して法律の隙間を埋めていくことが必要になる。

政治的・道義的にアウトな部分があることを常に念頭に置いて行動することが求められるはずである。

ハラスメントについては、加害者が気づいていない無自覚なハラスメントも多く存在するため、常に自らの行動に自覚を持ち、モラルを守って行動することが求められる。さもないと刑事上・民事上の責任を問われてしまい、さらには道徳的責任まで問われたら大問題であろう。ハラスメントを防げない組織としての悪評が広まってしまったら信用までも失うことにつながってしまう。ハラスメントとは職員に対するもの、議員間等多数存在するようであるが、受けた側はなかなか声をあげることができないのではないだろうか。相手のことを考えずに行動することが、相手を傷つけることにつながるのを忘れずに行動すべきである。自分だけ良ければ、自分は偉いと勘違いするとこのような行動を起こすことにつながるのではないか。誰に対しても謙虚な気持ちで、平等に接することを念頭に住民の代表として選ばれたということを常に意識して行動することで防げるのではないだろうか。

議員は「公人」といわれるが、「公人」としてふさわしい発言や行動を意識して、日常生活においても、いつどこで誰に見られても恥ずかしくない振る舞いや発言を心がけるべきであると考え。